

(1) 様式番号について

過誤申立事由コードの前半2ケタ部分である、様式番号と請求様式、対象サービスは以下のとおりです。

※サービス種類のコードとは違います。

様式番号	様式	対象サービス
10	様式第二	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス・地域密着型通所介護
	様式第二の三	訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費
11	様式第二の二	介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
20	様式第七の三	介護予防ケアマネジメント費
21	様式第三	短期入所生活介護
24	様式第三の二	介護予防短期入所生活介護
22	様式第四	介護老人保健施設における短期入所療養介護
25	様式第四の二	介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護
23	様式第五	病院又は診療所における短期入所療養介護
26	様式第五の二	病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護
30	様式第六	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
31	様式第六の二	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
32	様式第六の三	特定施設入居者生活介護（短期利用以外）・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）
33	様式第六の四	介護予防特定施設入居者生活介護
34	様式第六の五	認知症対応型共同生活介護（短期利用型）
35	様式第六の六	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）
36	様式第六の七	特定施設入居者生活介護（短期利用）・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
40	様式第七	居宅介護支援
41	様式第七の二	介護予防支援
50	様式第八	介護福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
60	様式第九	介護保健施設サービス
70	様式第十	介護療養施設サービス

(2) 申立事由番号について

過誤申立事由コードの後半2ケタ部分である、申立事由番号は以下のとおりです。

申立事由番号	申立事由
02	請求誤りによる実績取下げ
09	時効による保険者申立ての取下げ
12	請求誤りによる実績取下げ（同月）
29	時効による公費負担者申立ての取下げ
42	適正化による保険者申立ての過誤取下げ（その他）
43	適正化による保険者申立ての過誤取下げ（ケアプラン）
44	適正化による保険者申立ての過誤取下げ（給付費通知）
45	適正化による保険者申立ての過誤取下げ（医療突合）
46	適正化による保険者申立ての過誤取下げ（縦覧点検）
47	適正化による保険者申立ての過誤取下げ（給付実績）
49	適正化による保険者申立ての同月過誤（その他）
4A	適正化による保険者申立ての同月過誤（ケアプラン）
4B	適正化による保険者申立ての同月過誤（給付費通知）
4C	適正化による保険者申立ての同月過誤（医療突合）
4D	適正化による保険者申立ての同月過誤（縦覧点検）
4E	適正化による保険者申立ての同月過誤（給付実績）
52	適正化による公費負担者申立ての過誤取下げ（その他）
53	適正化による公費負担者申立ての過誤取下げ（ケアプラン）
54	適正化による公費負担者申立ての過誤取下げ（給付費通知）
55	適正化による公費負担者申立ての過誤取下げ（医療突合）
56	適正化による公費負担者申立ての過誤取下げ（縦覧点検）
57	適正化による公費負担者申立ての過誤取下げ（給付実績）
59	適正化による公費負担者申立ての同月過誤（その他）
5A	適正化による公費負担者申立ての同月過誤（ケアプラン）
5B	適正化による公費負担者申立ての同月過誤（給付費通知）
5C	適正化による公費負担者申立ての同月過誤（医療突合）
5D	適正化による公費負担者申立ての同月過誤（縦覧点検）
5E	適正化による公費負担者申立ての同月過誤（給付実績）
62	不正請求による実績取下げ
69	不正請求による実績取下げ（同月）
99	その他の事由による実績の取下げ